

## 令和 2 年度

### 菊池市小・中学校 ICT 教育活用支援業務委託（GIGA スクール関連）

#### 公募型プロポーザル募集要項

##### 1. 趣旨

この募集要項は、令和 2 年度菊池市小・中学校 ICT 教育活用支援業務委託（GIGA スクール関連）（以下「本業務」という。）の委託業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により特定するために必要な事項を定めるものである。

##### 2. 業務概要

- （1）委託番号：令 2 学教委第 1 0 7 号
- （2）委託名：令和 2 年度菊池市小・中学校 ICT 教育活用支援業務委託  
（GIGA スクール関連）
- （3）予定価格：4,224,000 円（消費税及び地方消費税含む）  
（入札書比較価格 3,840,000 円）
- （4）業務内容：別添仕様書のとおり

##### 3. 発注部署

〒861-1392 熊本県菊池市隈府 888 番地  
菊池市教育委員会 学校教育課 総務係（担当：磯田）  
TEL：0968-25-7230（直通） FAX：0968-25-5004  
E-MAIL：gakkou@city.kikuchi.lg.jp

##### 4. 応募資格の要件

本プロポーザルへ応募を希望するもの（以下「応募者」という。）は、次に掲げるすべての条件を満たしていること。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （2）国税及び地方税を滞納していない者であること。
- （3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき手続き開始の申立てがなされている者でないこと。（手続き開始後、資格の再認定を受けた者を除く。）
- （4）公告の日から二次審査結果通知書交付の日までの間において、本市から指名停止措置を受けた事実がある者でないこと。
- （5）菊池市契約等における暴力団等排除措置に関する条例（平成 22 年条例第 2 号）第 2 条第 4 号及び第 5 号に該当する者並びに第 6 号に該当する不当介入を行った者でないこと。
- （6）法人格を有すること。
- （7）国内に本店を有すること。

- (8) 本プロポーザルに参加しようとする者の役員（法人の無限責任社員、取締役、執行役、監査役、支配人、精算人等）が、本プロポーザルに参加しようとする他法人の役員を現に兼ねていないこと。
- (9) 過去5年間において、同等の支援業務を他自治体に対して提供していること。

5. 選定委員会

技術提案書の特定は、令和2年度菊池市小・中学校 ICT 教育活用支援業務委託（GIGA スクール関連）公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

- (1) 選定委員会の委員は、本市職員5名で構成する。
- (2) 選定の審査は、書類審査による審査方式で行う。

6. 全体スケジュール（予定）

	項目	期日、期間等
1	公告期間 及び関係書類の交付	公告日から審査日まで
2	質疑書受付及び回答	質疑受付 令和2年11月5日（木）正午まで 質疑回答 令和2年11月9日（月）までに市ホームページに掲載
3	「応募意思表明書」「法人概要書」「実績表」「技術提案書」提出期限	令和2年11月12日（木）正午まで
4	審査日	令和2年11月13日（金）予定
5	審査結果通知	令和2年11月16日（月）予定
6	契約手続き	令和2年11月下旬

7. 最優秀者特定までの流れ

- (1) 応募者は、本要項に基づき応募の意思を表明するものとする。
- (2) 応募の意思を表明した応募者より提出された「技術提案書」により、書類審査を実施し、最も優れた提案を行った者（以下「最優秀者」という。）を特定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、選定委員会の協議により選定する。
- (3) 別紙「令和2年度菊池市小・中学校 ICT 教育活用支援業務委託（GIGA スクール関連）仕様書」をすべて満たすことができる者と契約を行う。

8. 関係書類の交付

- (1) 公告（交付）期間  
公告日から審査日まで

(2) 交付方法

- ① 菊池市ホームページからのダウンロードを原則とする。  
なお、事前に発注部署に確認のうえ、書面により交付することもできる。

- ② 書面による交付の場合の対応については、上記期間の土・日・祝日を除き、午前9時から午後5時までとする。

#### 9. 本業務の質疑応答について

募集要項について質問がある場合は、随時回答を行う。

別紙「仕様書」についての質問については、下記により受付を行う。

##### (1) 質問の受付

- ① 質疑書 (様式第8号)
- ② 提出期限 令和2年11月5日(木)正午まで
- ③ 提出場所 「3.発注部署」記載のとおり。
- ④ 提出方法 FAX又は電子メール

##### (2) 質疑に対する回答

提出された質疑に対する回答については、令和2年11月9日(月)までに質疑者にFAX又はメールで回答の上市ホームページに掲載する。

#### 10. 応募意思表明及び技術提案書の提出

応募者は、「プロポーザル応募意思表明書及び技術提案書在中」と表記した封筒に、次に該当する書類を同封し期限までに発注部署へ提出すること。なお、提出は持参又は郵送とし、郵送の場合は書留郵便で期限内必着とする。

##### (1) プロポーザル応募意思表明書 (様式第1号)

##### (2) 法人概要書 (様式第2号)

ア) 登記事項証明書

(法務局発行の「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」)

イ) 印鑑証明書

ウ) 未納がない証明書 (国税及び地方税)

エ) 財務諸表 (過去1年分の貸借対照表及び損益計算書)

オ) 役員及び株主 (出資者) 調書 (様式第3号)

※ア)、イ)、ウ)の発行日は、提出日から起算して3ヶ月以内のものに限る。

※写し可。

##### (3) 4の(8)に示す内容について会社の過去5年間の実績 (様式第4号)。履行実績を確認できる資料 (契約書、仕様書の写し等) を添付すること。

##### (4) 技術提案書 (様式第5号)

技術提案書は、下記事項を記載した書類とする。正本のみ様式5号を表紙として使用し、見積書及び見積内訳書を添付すること。なお、A4版、各頁に通し番号を記入し、文字サイズは10.5ポイント以上とすること。様式は任意様式とし、下記の項目について記入漏れがないように明記すること。また、技術提案書の頁数については、20頁以内とする。(表紙及び見積書、内訳書は20頁には含まない。)

##### ① 企画提案内容 ※以下の項目を必ず記載すること

ア) 提案されるICT活用支援の概要

イ) ICT活用に関するサポート体制

ウ)業務遂行に係るセキュリティ対策

エ)本業務委託の工程表

② 見積書（様式第6号）

・積算根拠を示した内訳書を添付すること。

(5) 提出期限

令和2年11月12日（木）正午まで

(4) 提出方法

提出は持参又は郵送とする。持参の場合は、土・日・祝日を除き、午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、書留郵便で期限内必着とする。

(5) 提出部数

正本1部、副本5部

11. 審査の選定基準

選定委員会において、提出された「技術提案書（様式第5号）」を基に書類審査を行い、最も優れた提案を行った者（以下「最優秀者」という。）を特定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、選定委員会の協議により選定する。

なお、プレゼンテーションによる審査は行わず、書類審査のみとする。

12. 審査日等

(1) 実施日時

令和2年11月13日（金）※実施時間は応募者数により決定する。

(2) 実施場所

菊池市役所（※会議室等詳細については、別途決定する）

(3) 結果の通知及び公表

「審査結果通知書」を、応募者すべてに電子メールにて通知する。また、最優秀者の商号、代表者名、得点等をホームページにて公表する。

#### 14. 審査の選定基準

選定委員会において、企画提案内容についての評価を実施し、選定委員会で設定した審査基準に基づいて評価し、最優秀者を特定する。

##### ○採点基準

評価項目（配点）	評価の内容	関係様式	ページ数
①会社の業務処理能力（10点）	(1) 過去5年間において同種又は類似業務の提供	様式4	P2
	(2) 当該業務に対する理解度、取組姿勢	技術提案様式5	—
②技術提案書（30点）	提案内容の的確性（与条件との整合性が取れているか等）・実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）・独創性（専門的知見に基づく独創的な提案がされているか等）	技術提案様式5	P3～6
③セキュリティ要件（10点）	業務遂行に係わるセキュリティ対策について	技術提案様式5	P4
④当該業務に係わる経費（50点）	見積金額	見積書様式6	P4

#### 15. 参加者が1者のみの選定

参加者が1者のみの場合においても審査を行い、上記採点基準の①～③の各項目の各選定委員の平均点数（小数点第2位以下四捨五入）に④の項目を合算した合計が75点以上であった場合は、その参加者を最優秀者とする。

#### 16. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。なお、審査後に判明した場合も同様とする。

- (1) 提出期限経過後に書類の提出があった場合
- (2) 提出書類に不備及び虚偽の記載があった場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認定した場合
- (4) その他、本募集要項に違反すると認められた場合
- (5) 委託料上限額を超えている場合

#### 17. 契約

- (1) 市と最優秀者は、契約内容等について協議を行い、契約を締結する。
- (2) 契約内容等に関する協議が成立しないとき、又は契約の締結までに最優秀者が参加資格を失ったときは、市は審査結果の次点の者と順次協議を行うことができる。

#### 18. 留意事項

- (1) 本提案に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類については、差し替え、修正、加筆等は認めない。ただし本市から要請された事項についてはこの限りでない。
- (4) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製することがある。
- (5) 応募意思表明書の提出後であっても辞退を受け付けるものとする。  
なお、辞退を申し出る場合は、参加辞退届（様式第7号）を郵送又は持参により提出すること。
- (6) 審査は非公開とする。
- (7) 応募者は、審査、選定結果に対する異議を申し立てることはできない。
- (8) 本審査による最優秀者との契約締結後の詳細な工程等については、提案も踏まえ別途協議する。